

山梨県公報

第千四百八号

平成十五年

八月十八日

月 曜 日

目次

| | |
|-----------------------------|-----|
| 土地収用事業の認定 | 五二七 |
| 都市計画の変更 | 五二七 |
| 公 告 | |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件) | 五二八 |
| 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出 | 五二八 |
| 大規模小売店舗の新設に関する届出 | 五二九 |
| 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件) | 五二九 |
| 開発行為に関する工事の完了について | 五三二 |
| その他 | 五三二 |
| 公聴会の開催について | 五三二 |

告 示

山梨県告示第四百二十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十五年八月十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員

北 崎

秀

一

一 起業者の名称

八代町

二 事業の種類

八代町増田ふれあい広場整備事業

三 起業地

1 収用の部分 東八代郡八代町増利字鎌田地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号要件

八代町増田ふれあい広場整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、一般会計により既に財政措置を講じており、本事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本事業は、多目的広場及び遊戯広場等を備えた公園を整備する事業であり、住民の憩いの場、ふれあいの場とともに子ども遊びの場としての利用が見込まれることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられること。

(二) 本事業の施行により周辺の環境に与える影響は少ないと見込まれることから、失われる公共の利益は軽微なものであると考えられること。

(三) 起業地は、住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであること。

(四) 本事業計画は、近隣住民等の予想利用者数から積算した施設規模等としており、必要最小限の範囲を起業地として認められること。

(五) (一)から(四)までの理由により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

本事業は、第四次八代町総合計画に位置付けられた事業である。また、増田地区からも公園設置の要望が出されており、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

八代町役場企画課

山梨県告示第四百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用

する同法第二十條第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十五年八月十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 北 崎 秀 一

一 都市計画の種類

甲府及び峡東都市計画道路

(三・二・一 西関東連絡道路)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年八月十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 北 崎 秀 一

一 申請のあった年月日 平成十五年七月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 日本アジア文化交流協会

2 代表者の氏名 守屋洋一

3 主たる事務所の所在地 甲府市長松寺町十三番九号

4 定款に記載された目的

この法人は、市民の自発的責任に基づき、経済格差や社会生活全般のインフラの遅れなど、アジア諸国の社会的諸問題の改善に対処すべくアジア諸国の市民に対して必要な協力・援助の諸事業を行い、同時に日本とアジア諸国の市民レベルでの友好・交流事業を通じて、アジア諸国の諸問題の改善に向けた意識啓発を促進し、もってアジア諸国の健全な発展および教育・文化の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年七月二十八日から同年九月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年八月十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 北 崎 秀 一

一 申請のあった年月日 平成十五年七月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 生活クラブ

2 代表者の氏名 土屋和子

3 主たる事務所の所在地 都留市小野千二百八十五番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、援助を必要とする老人に対し介護に関する事業を行い、生活の質の向上に寄与することを目的とする。また自然環境の保護に関する事業を行い、生活環境の向上に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十五年七月二十九日から同年九月二十九日まで

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十二月十八日まで縦覧に供する。

平成十五年八月十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 北 崎 秀 一

一 届出者の氏名又は名称及び住所

| 氏名又は名称 | 住 所 |
|----------------|----------------|
| 株式会社オキノ 野寛二 | 甲府市丸の内一丁目十六番四号 |

富士観光開発株式会社 代表取締役 南都留郡鳴沢村字富士山八千五百四十五番地の
 役 志村和也 六

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 甲府リバーサイドタウン・ショッピングセンター

(二) 所在地 中巨摩郡田富町山之神字立川千二百二十二番六百五十七

2 変更しようとする事項

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------------------------|-------------------|--------------------|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 | 午前十時（年間五日は午前九時） | 午前九時 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 | 午後八時（年間百八十日は午後九時） | 午後九時 |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前九時から午後九時まで | 午前八時三十分から午後九時三十分まで |

3 変更する年月日

平成十五年七月一日

三 届出年月日

平成十五年七月一日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十五年十二月十八日まで縦覧に供する。
 平成十五年八月十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 北 崎 秀 一

一 届出者の氏名又は名称及び住所

| 氏名又は名称 | 住所 |
|--------|----|
| | |

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役社長 赤土勇 東京都台東区上野七丁目十四番四号

マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 内山一美 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 南アルプスガーデン

(二) 所在地 南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

| 氏名又は名称 | 住所 |
|-----------------------|--------------------|
| 株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博文 | 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一 |
| 株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野博文 | 静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一 |

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年四月二十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

六千六百六十三平方メートル

三 届出年月日

平成十五年八月五日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十五年八月十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 北 崎 秀 一

一 処分をした年月日 平成十五年七月七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社天満組

- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町大久保四百八十八番地
- 3 代表者の氏名 中村武
- 3 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一四)第七九一号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年六月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年八月十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 北 崎 秀 一

- 一 処分をした年月日 平成十五年七月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社東峯建設
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町福士四千八十五番地
 - 3 代表者の氏名 佐野賢一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一一)第四三九六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年六月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年八月十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 北 崎 秀 一

- 一 処分をした年月日 平成十五年七月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社アセラ

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市西高橋町百五十六番地
- 3 代表者の氏名 三枝攻
- 3 許可番号 山梨県知事許可(特 一二)第八二四六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年六月二十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年八月十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 北 崎 秀 一

- 一 処分をした年月日 平成十五年七月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 山一鉄工所
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村内野六百二番地
 - 3 代表者の氏名 小山田一夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第五九二七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年六月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十五年八月十八日

山梨県知事職務代理人

山梨県事務吏員 北 崎 秀 一

- 一 処分をした年月日 平成十五年七月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社山水エンジニアリング

- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町万才六百二十七番地八
- 3 代表者の氏名 内藤秀明
- 3 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第七九七七号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年七月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十五年八月十八日

- 山梨県知事職務代理人
山梨県事務吏員 北 崎 秀 一
- 一 処分をした年月日 平成十五年七月二十二日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 協和サン・ルーフ工業
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市落合二百六十八番地一
 - 3 代表者の氏名 高橋達雄
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第六〇三五号
 - 四 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十五年六月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十五年八月十八日

- 山梨県知事職務代理人
山梨県事務吏員 北 崎 秀 一
- 一 処分をした年月日 平成十五年七月二十二日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社ヤマキ重機工業
 - 2 主たる営業所の所在地 東八代郡八代町大間田三百七十二番地
 - 3 代表者の氏名 八巻年雄

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第七一三四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年七月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十五年八月十八日

- 山梨県知事職務代理人
山梨県事務吏員 北 崎 秀 一
- 一 処分をした年月日 平成十五年七月二十八日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 小俣土木
 - 2 主たる営業所の所在地 北都留郡上野原町四方津三千七十九番地
 - 3 代表者の氏名 小俣初子
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第七九八号
 - 四 処分の内容 土木工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十五年七月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十五年八月十八日

- 山梨県知事職務代理人
山梨県事務吏員 北 崎 秀 一
- 一 処分をした年月日 平成十五年七月二十八日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 富士商工株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市下神内川二十五番地一
 - 3 代表者の氏名 平山弘
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第一五七七号

- 四 処分の内容 清掃施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十五年七月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十五年八月十八日

- | | | |
|---|-----------------------------------|------------------------------------|
| | 山梨県知事職務代理人 | |
| | 山梨県事務吏員 | 北 崎 秀 一 |
| 一 | 処分をした年月日 | 平成十五年七月二十八日 |
| 二 | 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名 | |
| 1 | 名称 | 田中建築板金 |
| 2 | 主たる営業所の所在地 | 南巨摩郡身延町身延三千四百八十四番地 |
| 3 | 代表者の氏名 | 田中昭夫 |
| 三 | 許可番号 | 山梨県知事許可（般 一ニ）第五八七〇号 |
| 四 | 処分の内容 | 屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し |
| 五 | 処分の原因となった事実 | 平成十五年七月一日付けて四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。 |

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
 平成十五年八月十八日

- | | | |
|---|--|---------|
| | 山梨県知事職務代理人 | |
| | 山梨県事務吏員 | 北 崎 秀 一 |
| 一 | 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 | |
| | 中巨摩郡敷島町島上条字塚田一六六七の四、一六七三の一、一六七三の三、一六七四及び一六七五の一 | |
| 二 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | |
| | 中巨摩郡敷島町島上条千三百三十八番地一 | 花形美一 |

その他

● 公聴会の開催について

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百十條第四項に基づく同法第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。
 平成十五年八月十八日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 笠原 正五郎

- 一 期日 平成十五年九月三日（水）午前十時から十二時まで
- 二 場所 甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館 六〇二会議室

三 聴こうとする案件

山梨県内の湖沼河川における第五種共同漁業権及び第一種区画漁業権の免許の内容となるべき事項について

四 その他

- 1 免許の内容となるべき事項等は本委員会事務局（〒四〇〇 八五〇一甲府市丸の内一丁目九番十一号）山梨県民会館 山梨県農政部長花き農産課内 電話〇五五 二二三 一六一四）において、この公告の日から平成十五年九月二日（火）まで縦覧に供する。
- 2 公聴会に出席して意見を述べようとする者（以下「公述希望者」という。）は、住所、氏名、所属機関名、職名及び意見の要旨を記載した書面を平成十五年九月一日（月）までに、本委員会へ提出すること（郵送の場合には平成十五年九月一日（月）までに必着のこと。）。
- 3 公述希望者が多数あり、当該公述希望者が同種の趣旨の意見を有する場合には、公述希望者の数又は意見を述べる時間を制限することがある。